

伊予市狭あい道路拡幅整備促進計画

1 . 狭あい道路の現況

道路の幅員が4mに満たない「狭あい道路」は、災害時や緊急時における緊急車両の進入や避難路の確保を困難にし、日常生活においても安全な通行を妨げるなどの問題があります。

本市では、都市計画区域が指定された昭和28年4月23日（県告第635号/郡中町）と昭和46年12月20日（県告第1128号/松山広域都市計画区域）を基準日として、建築基準法第42条第2項に規定された道路は、建築に伴い少しずつ道路後退が行われています。しかしながら、後退が行われた部分が、道路として拡幅整備されておらず、私的に利用されるなど、道路後退の本来の目的が果たされていないところもあります。

2 . 狭あい道路の拡幅整備に関する基本方針

市民の理解と協力を得て、狭あい道路の拡幅整備を促進することにより、市民が住み続けたいと思える安全・安心な住環境づくり及び災害に強いまちづくりを推進します。

3 . 事業期間

国の交付金を活用した事業期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までとします。

4 . 拡幅整備の対象とする狭あい道路

都市計画区域内における、建築基準法第42条第2項に規定する道路のうち、市道及び市街化区域内の法定外道路

＜拡幅整備の対象とする狭あい道路＞

		対象道路（※）
都市計画区域	市街化区域	市道・法定外道路
	市街化調整区域	市道
都市計画区域外		対象なし

※建築基準法第42条第2項に規定する道路

5 . 狭あい道路の拡幅整備に対する支援の概要

建築等に伴う後退を行い、後退部分の用地を市が寄附を受けた場合に、その用地の測量・分筆・登記、舗装等の整備を市が行います。

6 . 狭あい道路の拡幅整備に要する事業量の見込み

(単位：千円)

	令和6年度 事業費	令和7年度 事業費	令和8年度 事業費	令和9年度 事業費	令和10年度 事業費
測量・分筆 登記委託料	2,000 (4件)	2,500 (5件)	2,500 (5件)	2,500 (5件)	3,000 (6件)
舗装等 工事費	2,600 (4件)	3,250 (5件)	3,300 (5件)	3,300 (5件)	4,000 (6件)
合計	4,600 (8件)	5,750 (10件)	5,800 (10件)	5,800 (10件)	7,000 (12件)

7 . その他、狭あい道路の拡幅整備を促進するための施策の概要

建築等に伴う後退の際には、市との事前協議や関係者との協議等の手続きを進めることにより、公共性の高い道路について将来における4メートルの拡幅整備の促進を図ります。

市ホームページ・広報紙への掲載や、窓口でのパンフレット配布等により、市民の道路後退への認識を高め、また、事業協力への機運向上を図ります。